平成 28 年度 第 3 回債権管理・回収等検証委員会 議事要旨

- 1. 日時 平成 29 年 3 月 15 日 (水) 14:00~16:00
- 2. 場所 日本学生支援機構 市谷事務所 4 階 役員会議室
- 3. 議事
- (1) 開会
- (2) 平成28年度債権管理・回収等検証委員会報告書(案)について
- (3) 自由討議

4. 出席者

(◎委員) 50 音順

岩田委員(委員長)、木谷委員、佐々木委員、佐原委員、宗野委員、中井川委員、李委員 (〇機構)

髙橋理事長代理、大木理事、藤森奨学事業戦略部長、武田貸与部長、金井返還部長、 大石債権管理部長

- (口文部科学省)※欠席
- (△分析業務委託業者)アクセンチュア

5. 議事概要

<平成28年度債権管理・回収等検証委員会報告書(案)について> (質疑応答は以下の通り)

- ◎ 前回委員会での発言をうけて作成されたものと思われる他の金融機関との回収状況比較・ 分析の中で比較対象とされた大手金融機関は信用調査も厳しく中小企業等にはなかなか融資 しないので、返済率は自ずと高くなる。また、日本政策金融公庫は、国の教育ローンや堅実 な中小企業向け融資中心で、機構と同じような数字になる。両者とも、機構の返還率を客観 視する点で意味のある比較とはならない。
- ◎ それではどのような比較なら良いと考えるか伺いたい。
- ◎ 民間のローン等に比べると機構の返還率は驚くべき高さである。総合的に比較できる対象はないかも知れないが、一定項目に限定した比較は可能であり、機構の方で考えるべき問題だ。
- △ ご指摘の通り、本分析は幅広に比較したもの。単純比較はできない中で、なるべく条件を 合わせて比較したものである。
- ◎ 機構は与信もなく、学生本人に貸しているので、他の金融機関との比較は無理だろう。資料としてもあまり参考にならない。
- 機構には与信がない。比較するなら、与信なし・猶予・免除の要素は除いての比較となる ので今すぐに比較することは無理だろう。
- ◎ 20 代の若者に与信もなく 300~500 万円もの額を貸与しているにもかかわらず、機構の返還率は極めて高く優秀である。機構は、たとえ返還者が自己破産しても、返還残額を連帯保

証人、保証人に請求する。こうしたやり方は問題ではないか。返還率至上主義でいいのか。

- 機構では与信なしで貸しているが、一方で返還期限猶予や返還免除制度などの施策もセットで奨学金事業として運営している。苦情などがあるとのことだが、実態はどうなのか具体的な事実があれば指摘してほしい。
- ◎ 機構の奨学金の枠組み(連帯保証人・保証人を立てさせること等)は、法令で決まっていることで、これらの法令に基づいて設立されている機構が、奨学金の枠組み自体を変えることは難しい。本検証委員会は、設置要綱第1条に基づき、管理・回収業務の適切性、必要な改善策等の検討をする場であり、この枠組の中で議論するのが筋ではないか。適切性を欠いた回収方法等が行われているのであれば、委員会で問題とすべきであるが、保証人を立てることがおかしい等の奨学金制度の基本的な枠組み自体の検証は、本委員会の設置の趣旨の範囲を越えるのではないか。
- ◎ 既存の枠組みの中で返還率アップのみを目指すのであれば、返還推進策をその手の専門家だけで粛々と議論すればよいのであって、なぜ大学関係者がこの会議に委員として参加しているのか理解に苦しむ。既存枠組みの中でも学生の側に立った改善の余地があるはずである。
- ◎ 機構も強化したくて回収を進めているわけではない。国の独立行政法人として、努力していることを示さなければならないが、金融機関の比較分析は困難であるため、この委員会でも議論してきたところであった。
- ◎ 適切な貸与金額の促進に関する追加分析資料については、さらに自宅・自宅外別のデータ も加えた方がよい。
- ◎ 金融機関比較について、金融機関の方に聞きたいが、債権を30~40年持っていても償却は 考えないのか。償却せずに不良債権に入れるのか。
- ◎ そのように長く持たず、担保を取っているので、それを処分する。場合によってはその後も返済に応じることもある。
- ◎ 機構の債権は、相当古い債権を含んだものなので、古いものを除けば正常債権の比率が上がるのではないか。次回以降の課題である。
- ◎ 他の金融機関との回収状況比較・分析の債務者区分は金融機関と目線が違う。通常は債権 譲渡する結果、10年以上の延滞債権は金融機関では考えられない。延滞 10年以上が 850億 円もあることは普通ない。1,347億円の破綻懸念先も金融機関ならオフバランスするので計 上されない。
- ◎ 国の教育ローンはどこかで償却するのか。債権を持ち続けるのか。
- ◎ 保証がついているので代位弁済となり、オフバランスする。機関保証なら比較になるが、 機構は全てをオフバランスするわけではないので比較にならない。
- ◎ 1回目の資料2「返還金の回収状況及び平成27年度業務実績について」のP.8を見ると、当年度の回収率は高いが、報道で出てくるような延滞部分を見ると金額が大きくて悪く見える。銀行なら時効5年であるのに対し、機構は民法上の時効10年で、また猶予などで返還期間が長くなる。さらに、延滞から10年たっても、返している人もいるので、それをすぐに償却していいのかという議論も出てくる。この部分の数字が積み増して、外形上の数字が悪く見えるが、ここは奨学金の特殊な部分である。請求の公平性の観点と、正常な債権としてみるか、償却対象としてみるかの観点を整理し、一定の基準に基づいて償却をきっちり実施し、回収状況の数字が改善しているとなれば、督促、請求の状況については現状維持でいいとい

- う話になるのではないか。
- ◎ 機構は請求などで厳しい対応をすることもあるが、猶予制度等で民間よりは優しい対応をしていることでバランスを取っているのではないか。
- ◎ 猶予制度は返還者に一定のチャンスを与えるが、生活困窮に陥った者に、最長の10年猶予したにせよ、厳しさを増す格差社会の現状では返還困難は解消しないことも多い。そのような現状を大学職員たちは目の当たりにしている。夫婦共に奨学金を借りている場合、子育ても困難になる。子育て支援策にリンクさせて、返還を免除する等できないのか。そもそも金融リテラシーの低い学生に貸与しているのであるから、返還をただ猶予するだけではなく、もっと根本的な救済・支援はできないのか。
- 奨学金の問題を政策の問題にどうリンクさせていくのかは重要。文科省にも提言するが、 大学団体からも意見を出してほしい。猶予は10年だが、そもそも猶予を申請せずに焦げ付い てしまうのが大きい。
- ◎ 猶予は経済困難なら10年が上限だが、生活保護受給中、傷病等の一定の事由の場合、当該事由が継続する限り、無期限となっているので、しっかりと周知する必要がある。適時・適切に手続を取ってくれればいいのだが、猶予は、奨学生の願出による申請主義を取っているので、申請手続を取らなければ機構からは対処できない。そこをどうサポートするかが課題。
- ◎ 昨年の報告書では高校への DVD 配付、奨学金アドバイザーの派遣を挙げていたが今回はないのか。
- 今回の報告書は以前に比べて内容を整理した。動画については進行中ではあるが完成して いないので載せていない。
- ◎ 今回の報告書にも入れてはどうか。大学だけでなく、高校に対しても取組みをしているということを示す必要がある。
- 〇 了承した。
- ◎ 「学校と連携した卒業生に対する働きかけ」(学長からの手紙)について、事務・経費負担が重いため未実施の大学もあったと報告されたが、それは理由の一部にすぎない。卒業生の奨学金返還問題は機構と返還者との二者関係である。法的にも倫理的にも問題があるので大学は関与するべきではないと判断した大学もある。たとえ事務・経費負担を軽減しても実施しない大学は出てくるだろう。
- ◎ 奨学金制度の理解の醸成が大切。自分の学校では貸与制の希望者が減っている。奨学金の 適切な利用のためにも、適正な貸与金額の理解をしてもらう努力をしてほしい。
- ◎ 返還義務の意識が乏しい学生が多いという報告がなされたが、学生自身に、奨学金の必要性や将来の返還計画について作文させ、機構に提出させることで、返還義務の意識が自覚化され滋養されるのではないか。特に予約採用では必要であると思う。
- ◎ 大学毎の返還状況の公表の影響はいかがか。
- 公表はまだ実施していない。当初は昨年夏の実施を予定していたが、現在検討中である。